

公益財団法人山口内分泌疾患研究振興財団定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人山口内分泌疾患研究振興財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、内分泌疾患の成因・診断・治療・予防等に関する多角的な研究の助成ならびに研究会・講演会の開催、医療機関への知識の普及及び啓発等を行うことにより、医学・医療の進歩に貢献し、国民の健康に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 内分泌疾患及びこれに関連する分野の研究者に対する助成
- 二 内分泌疾患及びこれに関連する知識の普及及び啓発
- 三 内分泌疾患及びこれに関連する研究会、講演会等の開催に対する協力及び助成
- 四 内分泌疾患及びこれに関連する医学研究の臨床試験等の受託業務
- 五 その他本財団の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、主として日本国内において行うものとする。

第3章 財産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために設立者から拠出された別表第1の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を経るものとする。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間、備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の附属明細書
- 三 貸借対照表
- 四 損益計算書（正味財産増減計算書）
- 五 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 六 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- 一 監査報告
- 二 理事及び監事並びに評議員の名簿
- 三 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- 四 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第10条 当法人は、剰余金の分配は行わない。

第4章 評議員

(評議員)

第11条 この法人に評議員6名以上20名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 評議員選定委員会の外部委員は、次の事項をいずれも満たす者を理事会において選任する。

- 一 この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人でないこと。
 - 二 過去に前号に規定する者となることがないこと。
 - 三 前 2 号に規定する者の配偶者、3 親等内の親族、使用人（過去に使用人となつた者も含む。）でないこと。
- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は理事会において定める。
 - 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - 一 当該候補者の経歴
 - 二 当該候補者を候補者とした理由
 - 三 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
 - 四 当該候補者の兼職状況
 - 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名以上が出席し、かつ、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。
 - 7 前項の規定にかかわらず、評議員選定委員会の招集権者が評議員選定委員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員選定委員の過半数が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員選定委員会の決議があったものとみなす。ただし、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。
 - 8 評議員選定委員会は、前項の規定により評議員選定委員会の決議があったものとみなされた日から十年間、同項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。
 - 9 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
 - 10 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
 - 一 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - 二 当該候補者を 1 人又は 2 人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - 三 同一の評議員（2 人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該 2 人以上の評議員）につき 2 人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
 - 11 第 9 項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後 4 年以内に終了する事

業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までその効力を有する。

(任期)

第 13 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 11 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬)

第 14 条 無報酬とする。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 15 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 16 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- 一 理事及び監事の選任又は解任
- 二 理事及び監事の報酬等の額
- 三 評議員に対する報酬等の支給の基準
- 四 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- 五 定款の変更
- 六 残余財産の処分
- 七 基本財産の処分又は除外の承認
- 八 その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 17 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、臨時評議員会は必要がある場合に開催する。

(招集)

第 18 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 19 条 評議員会の議長は評議員会において、出席した評議員の中から選定する。

(決議)

第 20 条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- 一 監事の解任
- 二 評議員に対する報酬等の支給の基準
- 三 定款の変更
- 四 基本財産の処分又は除外の承認
- 五 その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 21 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 役員等

(役員を設置)

第 22 条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 6 名以上 12 名以内
 - 二 監事 2 名以内
- 2 理事のうち 1 名を代表理事、代表理事以外の理事のうち 2 名以内を業務執行理事とする。
- 3 前項の代表理事をもって理事長、業務執行理事をもって常務理事と表記することができる。

(役員を選任)

第 23 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

- 3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、評議員会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

(名誉顧問及び顧問)

第29条 この法人に、名誉顧問及び顧問若干名を置くことができる。

- 2 名誉顧問及び顧問は学識経験者のうちから、理事会において任期を定め、選任する。
- 3 名誉顧問及び顧問は、代表理事の諮問に応え、代表理事に対し、意見を述べるることができる。
- 4 名誉顧問及び顧問は、無報酬とする。
ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 5 名誉顧問及び顧問は、次のいずれかに該当するときは、理事会の決議によって解任することができる。
 - 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

第7章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 この法人の業務執行の決定
- 二 事業計画書、収支予算書及び資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認
- 三 理事の職務の執行の監督
- 四 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(開催)

第32条 理事会は、定時理事会として毎年度6月と3月に1回ずつ開催するほか、臨時理事会は必要がある場合に開催する。

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは各理事が理事会を招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

- 2 代表理事に事故があるときは、業務執行理事がこれに当たる。業務執行理事に事故があるときは、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 37 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 12 条についても適用する。

(解散)

第 38 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能
その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 39 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅す
る場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評
議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認
定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団
法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共
団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 40 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経
て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げ
る法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

第 41 条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

附則

この定款は、当法人に対して、公益認定がされた日から効力を生ずる。

別表第 1 基本財産

設立者の氏名及び住所並びに拠出された財産及びその価額は以下のとおりである。

氏名	山口榮一
住所	横浜市港北区大曽根一丁目 5 番 9 - 31 号
財産	定期預金
価額	3,000 万円